

2021年9月15日

吸収合併に係る事前開示書類

名古屋市中区錦二丁目5番12号
トビラシステムズ株式会社
代表取締役 明 田 篤

当社は、2021年10月26日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、合同会社280blockerを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます）を行うことといたしました。つきましては、会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 吸収合併契約の内容

当社は2021年9月10日付で合併契約を締結しましたが、その内容は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社は、吸収合併消滅会社である合同会社280blockerの持分全部を所有しているため、合併対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項

吸収合併消滅会社である合同会社280blockerは、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

合同会社280blockerの最終事業年度に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

※合同会社280blockerは令和3年7月31日に合同会社山本好子から商号変更を行っております。

(2) 最終事業年度の末日後の臨時計算書類等

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生じる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれており、また、本件合併後において債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。従いまして、本件合併後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

以上



吸収合併契約書

トピラシステムズ株式会社（以下「甲」という。）及び合同会社 280blocker（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第 2 条（合併をする会社の商号及び住所）

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：トピラシステムズ株式会社

住所：愛知県名古屋市中区錦二丁目 5 番 1 2 号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：合同会社 280blocker

住所：愛知県名古屋市中区錦二丁目 5 番 1 2 号

第 3 条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、乙の持分の全てを所有しているので、本合併に際して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第 5 条（合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021 年 10 月 26 日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第 6 条（合併契約承認手続）

甲は、会社法第 7 9 6 条第 2 項の規定に基づき本契約について株主総会の承認を得ないで本合併を行うこととし、本契約締結日までに本契約書その他本合併に必要な事項に関して取締役会の承認を得るものとする。乙は、本契約締結日までに本契約書その他本合併に必要な事項に関して総社員の同意を得るものとする。

第7条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継し、乙は解散する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め協議し合意の上、これを行う。

第9条（合併条件の変更、本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の手續を阻害する重大な事態が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙が記名押印の上、甲が保有する。

2021年9月10日

甲： 愛知県名古屋市中区錦二丁目5番12号

トビラシステムズ株式会社

代表取締役社長 明田 篤



乙： 愛知県名古屋市中区錦二丁目5番12号

合同会社 280blocker

代表社員

トビラシステムズ株式会社

職務執行社 明田 篤



決 算 報 告 書

第 1 期

自 令和01年12月25日
至 令和02年11月30日

合同会社山本好子

貸借対照表

令和02年11月30日 現在

合同会社山本好子

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	28,872,659	【流動負債】	9,802,901
現金及び預金	21,209,271	未払金	563,951
売掛金	7,708,622	未払費用	50,000
貸倒引当金	△ 46,251	預り金	149,450
立替金	1,017	未払法人税等	9,039,500
【固定資産】	3,545,000	【固定負債】	3,400,000
投資その他の資産	3,545,000	役員長期借入金	3,400,000
長期前払費用	3,400,000		
敷金	145,000	負債の部合計	13,202,901
		純資産の部	
		科目	金額
		【株主資本】	19,214,758
		資本金	1,000,000
		利益剰余金	18,214,758
		その他利益剰余金	18,214,758
		繰越利益剰余金	18,214,758
		(うち当期純利益)	18,214,758
		純資産の部合計	19,214,758
資産の部合計	32,417,659	負債・純資産の部合計	32,417,659

損益計算書

自 令和01年12月25日

至 令和02年11月30日

合同会社山本好子

(単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高	38,216,839	38,216,839
【売上原価】		
売上総利益		38,216,839
【販売費及び一般管理費】		11,111,484
営業利益		27,105,355
【営業外収益】		
受取利息	84	
雑収入	60,000	
受取家賃	88,830	148,914
【営業外費用】		
経常利益		27,254,269
【特別利益】		
【特別損失】		
税引前当期純利益		27,254,269
法人税等		9,039,511
当期純利益		18,214,758

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和01年12月25日

至 令和02年11月30日

合同会社山本好子

(単位：円)

科目	金額	
【販売費及び一般管理費】		
役員報酬	4,500,000	
給料賃金	150,000	
法定福利費	453	
研修採用費	43,000	
広告宣伝費	667,606	
接待交際費	636,334	
通信費	252,843	
備品・消耗品費	2,239,934	
地代家賃	1,189,240	
保険料	53,360	
支払手数料	482,616	
支払報酬	646,300	
会議費	129,447	
新聞図書費	14,000	
繰延資産償却	60,100	
貸倒引当金繰入額	46,251	
販売費及び一般管理費合計		11,111,484

株主資本等変動計算書

自 令和01年12月25日

至 令和02年11月30日

合同会社山本好子

(単位：円)

株主資本

資本金

当期首残高

1,000,000

当期変動額

0

当期末残高

1,000,000

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金

当期首残高

0

当期変動額

当期純利益

18,214,758

当期末残高

18,214,758

株主資本合計

当期首残高

1,000,000

当期変動額

18,214,758

当期末残高

19,214,758

純資産の部合計

当期首残高

1,000,000

当期変動額

18,214,758

当期末残高

19,214,758

個別注記表

自 令和01年12月25日

至 令和02年11月30日

合同会社山本好子

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する基本要領によって作成しています。

2. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

II. 貸借対照表等に関する注記

1. 取締役等に対する金銭債務 3,400,000円